

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、株主の皆様やお得意先様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針としております。その実現のために、株主総会、取締役会、監査役及び監査役会などを中心とした内部統制システム及びリスク管理体制の一層の改善・整備を図り、自社の状況、業績、規模、事業特性、環境を考慮し、中長期的な成長を実施すべくコーポレート・ガバナンスの充実に努めていきたいと考えております。

また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社大豊サービス	941,660	23.45
株式会社平賀(自己株式)	332,146	8.27
平賀順二	209,400	5.21
平賀従業員持株会	157,825	3.93
平賀明男	150,000	3.74
松本典文	130,000	3.24
株式会社三井住友銀行	100,000	2.49
DICグラフィックス株式会社	100,000	2.49
小谷野正己	89,500	2.23
大日精化工業株式会社	80,000	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他重要な影響を与える特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柏秀臣	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柏秀臣	○	——	一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、監査役とは立場の異なる社外取締役にお願いすることにより、コーポレート・ガバナンス向上の役割を果たしていただけると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

経営企画室が社長直轄の組織として内部監査を担当しており、経営企画室、監査役及び監査役会は、管理部とともに会計監査人と相互連携を図りながら内部統制機能の維持を図っております。
 なお、当期の内部監査を担当する人員は、経営企画室5名及び管理部2名であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 博司	他の会社の出身者													
安達 則嗣	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 博司	○	——	社外監査役に選任している理由は、客観的な第三者的立場にあり、人間関係による影響や情報に左右されず監視・監督の形骸化を防ぎ、適正な監査を実現し、会社の業務に通暁している社内監査役と協力することで、取締役の業務執行を適正に監視することを目的として選任しております。 独立役員に指定している理由は、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、コンサルタントとしての立場から当社のコーポレートガバナンス向上のため、独立役員としての役割を果たしていただけたと考えております。
安達 則嗣	○	——	社外監査役に選任している理由は、客観的な第三者的立場にあり、人間関係による影響や情報に左右されず監視・監督の形骸化を防ぎ、適正な監査を実現し、会社の業務に通暁している社内監査役と協力することで、取締役の業務執行を適正に監視することを目的として選任しております。 独立役員に指定している理由は、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、会計専門家としての立場から当社のコーポレートガバナンス向上のため、独立役員としての役割を果たしていただけたと考えたからであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役に対し、適正妥当な役員報酬を支払っていることから実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役に対する報酬限度額は、平成8年6月の株主総会における決議により、取締役月額50百万円以内、監査役月額10百万円以内と定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、世間水準・業界水準、経営成績および従業員給与とのバランス等を考慮して決定することとしております。

また、その決定方法は、株主総会で決定された年額報酬枠の限度内において、取締役報酬は取締役会の決議に従い、監査役報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、平成27年3月期における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く。）99百万円

監査役（社外監査役を除く。）18百万円

社外役員6百万円

なお、支給人員及び報酬等の総額には、平成27年2月16日開催の臨時取締役会終結の時をもちまして退任した取締役1名を含んでおります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対し、取締役会の議案は経営企画室より、監査に必要な資料等は管理部より事前に資料を配付し、かつ面談や電話にて当社の状況や概要及び経緯などの説明を行っております。

また、社外監査役は、不明点などがあった場合には取締役及び社内監査役に対し直接確認しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役12名以内及び監査役4名以内を置くと、定款に定めております。

当社は、取締役会、監査役及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は取締役4名と社外取締役1名の計5名で構成され、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として位置づけ運営しております。

監査役は、常勤監査役1名と社外監査役2名の計3名であり、各監査役の協議により定められた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席及び業務、財産の調査を通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

また、社外からの監視機能を充実させるため、弁護士事務所並びに税理士事務所との顧問契約を締結しており、税務に関する事項並びに法令を遵守するために専門家によるアドバイスを適宜受ける体制を取っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役3名のうち2名は社外監査役であり、当社と特別な利害関係はありません。

社外監査役の選任により、業務の適正性を確保しております。

なお、社外監査役は、監査役会への出席等を通して、常勤監査役及び内部監査部門と緊密な連携をとっております。

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、平成27年6月26日開催の定時株主総会で社外取締役を選任し就任されました。

当社は、経営の意思決定機能をもつ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.pp-hiraga.co.jp/ においてサービス紹介、会社案内、採用状況を掲載し、IRにつきましては、IRサイトにおいて、IRNews、開示情報、株価サイト、財務状況、業績、IRカレンダー、会社説明会、公告、事業報告書、株主メモ、IRに関するお問合せを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「行動指針」において、当社を取り巻く様々なステークホルダー(顧客・取引先・株主・地域社会の方々)と健全で良好な関係を維持発展させることの重要性を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全活動として、電気使用量削減注力に取り組む為、夏場・冬場のエアコンの温度を一定温度に設定するとともに、夏場にはクールビズを導入しております。 また、照明のLED化・通常使用しない部屋(会議室など)の消灯を行い省エネに取り組み環境保全活動に推進してまいりました。
その他	当社は、多様な人材がやりがいや充実感を感じながらいきいきと働くことにより、それぞれの能力を最大限に発揮し、役割を果たすことが、企業を創造的に発展させると考えており、ダイバーシティの推進に積極的に取り組んでおります。 現在女性役員はおりませんが、人材の登用は性別で区別せず、能力・見識などを総合的に評価し判断しております。 女性が長く活躍出来る体制の一環として従業員に対し、産休制度に関する正しい知識と理解を促し、利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。 これにより、育児休暇制度や勤務時間短縮制度の利用者数が増加しており、仕事と育児の両立を可能とする環境づくりに注力しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員・使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスガイドラインを作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築しております。万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が代表取締役、取締役会、監査役及び監査役会に報告される体制を構築しております。社会の秩序や安全を脅かし、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する方針であります。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、経営企画室を設置しております。経営企画室は、管理部と連携の上で内部監査を担当しております。

2 経営企画室及び管理部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証しております。

3 経営企画室及び管理部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築しております。

4 経営企画室及び管理部の活動を円滑にするために、規程類（リスク管理規程、経理規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また経営企画室及び管理部の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに経営企画室及び管理部に報告するよう指導しております。

5 経営企画室及び管理部は、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修会等を企画実施しております。

6 経営企画室及び管理部は責任を持ってリスク管理の状況を監査し、取締役会において改善策を審議・決定しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監査等を行っております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中長期経営計画及び各年度予算の立案をし、全社的な目標を設けております。各部門においては、その目標達成に向けた具体的な案を立て実行しております。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その選任、解任については監査役の承認を要するものとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることとしております。

2 前項の報告事項として、主なものは次の通りであります。

- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・経営会議で決議された事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・その他コンプライアンス上重要な事項

(7) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとしております。また、常勤監査役は、取締役会及び監査役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。さらに、監査役は必要に応じて会計監査人と情報交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため、具体的な事項をコンプライアンスガイドラインとして定め、その中で「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と宣言し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

以下のとおり、反社会的勢力による不当要求に屈しない、または排除する体制をとっております。

・対応総括部署及び対応担当者の設置状況

管理部門を対応総括部署とし、対応担当者を選任するとともに、必要に応じて相談窓口と協議して対応することとなっており、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制をとっております。

・外部専門機関との連携状況

万が一反社会的勢力から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築しております。

・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

管理部門並びにコンプライアンス相談窓口において、外部関係機関等から情報を収集・管理し、反社会的勢力であるかどうかの確認資料として利用するようになっております。

・対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力と断絶する旨を宣言するコンプライアンスガイドラインに基づき、「反社会的勢力対策規程」を制定し、実際に反社会的勢力から不当要求等があった場合の具体的な対応を定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、個人情報保護及び情報セキュリティに対応すべく社内体制の構築並びに従業員対する教育活動を実施するとともに、プライバシーマーク(平成22年11月9日取得)及びISO27001/ISMS(平成23年12月21日取得)をそれぞれ取得し運用しております。